

実 務 事 例

分類	給 与	作成年月日	平成19年12月
表題	年末調整の住宅借入金等特別控除について		
内容	<p>①過程</p> <p>育児休業中に家を菊池市に新築し、住民票を菊池市に移し居住していた。初年度は確定申告により控除をうけることができた。しかし翌年9月に復職のため学校所在地の水俣市へ転居。その年12月31日まで引き続き控除対象の家屋に居住していないという事由で控除対象外となった。</p> <p style="text-align: center;"> H18.8新築（菊池市転居） H19.9復職（水俣市転居） </p> <p style="text-align: center;"> H19.1確定申告にて控除 H19.11年末調整で住宅控除対象外とされる </p>		
提出書類	<p>税務署に提出した書類 ④提出先は家屋の所在地を管轄する税務署長</p> <p>①転任の命令等により居住しないこととなる旨の届出書 ★</p> <p>②辞令の写し（転任分と育児休業分）</p> <p>③住民票</p> <p>④未使用分の住宅借入金等特別控除申告書（19年分～27年分）</p> <p>★ 住宅借入金等特別控除の適用を受けていた者が、勤務先から転任の命令に伴う転居その他これに準ずるやむを得ない事由により、適用を受けていた家屋を居住の用に供しなくなった後、その家屋を再び居住の用に供した場合に、その家屋に係る住宅控除の適用期間の未経過年分について該当控除の再適用を受けるために必要となる手続き</p>		
感想	<p>「年末調整のしかた」に住宅控除の再適用を受けるためには、該当家屋の用を供しなくなるまでに上記①を提出しなければならない、と記載してあるが、自分が住宅控除の適用外ということを知り、転居後しばらくして①を税務署に提出することとなってしまった。その時ばかり年末調整に関わるのではなく日々研鑽しなければいけないと反省した。税務署の方には大変お世話になった。</p>		
備考	<p>転居の事由が人事異動の場合は受けられます。しかし、人事異動でも家族全員で転居した場合、その転居している期間は受けられません。その場合、届出書を税務署に提出し、自宅へ戻ってきた年に、再度確定申告を受けることになります。</p>		

--	--